

保 発 0330 第 2 号
令和 2 年 3 月 30 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令の公布
について (通知)

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令 (令和 2 年政令第 100 号。以下「改正政令」という。) が本日公布され、令和 2 年 4 月 1 日より施行されることとなっています。改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりですので、御了知の上、貴都道府県内関係者への周知を図られるとともに、その運用に当たっては十分に留意の上、遺漏なきようお願いいたします。

記

第 1 改正の趣旨

今般、経済財政運営と改革の基本方針 2019 (令和元年 6 月 21 日閣議決定) 等を踏まえ、保険者努力支援交付金について、予防・健康づくり事業費として交付する部分を設けることに伴い、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令 (昭和 34 年政令第 41 号) の一部を改正する。

第 2 改正の内容

保険者努力支援交付金のうち、予防・健康づくり事業費として交付する部分は、一般納付金算定基礎額及び市町村別納付金減算額の算定における保険者努力支援交付金に含めないこととする。

第 3 施行期日

改正政令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行すること。